

ケース別

相続放棄の 実務ポイント

目的に応じた検討と
放棄前・放棄後の対応

著 坂本 龍治 司法書士

新日本法規

推薦のことば

相続放棄の申述受理件数は年々増加傾向にあり、司法統計によれば、令和6年には30万8千件超と最高記録を更新している。少子化、不動産に対する意識の変化等の社会状況や令和6年施行の相続登記申請義務化制度等が要因であろうと推測されるが、司法書士実務の現場でも、この傾向は肌で感じられるところである。

本書は、東京司法書士会民法改正対策委員会に長年所属し、多くの改正法解説本の執筆に携わり、また、全国各地で研修会の講師を務めるなど、近時の相続法・民法・不動産登記法等の改正について、実体法と手続実務の双方に造詣の深い著者による、今まさにホットな題材である「相続放棄」に焦点を当てた書である。

内容としては、単なる書式解説から離れ、放棄の目的に応じた検討項目、放棄の法的効果、放棄の要件など、放棄手続選択に当たっての留意点を解説し、また、手続上の諸問題と放棄受理後の諸問題等にも触れて、それらは全て事例に基づくQ&A方式で分かりやすく詳細に説明されており、構成も工夫された非常に読みやすい良書といえる。

司法書士であればだれもが相続放棄案件を扱うはずであり、本書はその助けとなることは間違いがない。もちろんその他相続に係る手続に携わる多くの方々に実務の参考としていただきたく、本書を強く推薦する。

令和8年4月

日本司法書士会連合会名誉会長
今川嘉典

は し が き

司法書士として携わった相続放棄の事案に、忘れがたい案件があります。面談時、相続により数千万円の借金を背負うことになると涙を流していたのは、二十歳になったばかりの少女でした。どれほどの重圧を感じたことか。速やかに相続放棄の申述を行い、彼女に安堵の笑みが広がりました。法的な支援には人を笑顔にする力がある。そう実感した事案でした。

いま、相続放棄の申述の受理件数は増加の一途をたどり、令和6年には30万件を超えて過去最多を記録しました。令和元年には22万5千件だったものが、わずか5年間で約37%増加したことになります。背景には多様な事情があり、その要因を一概に論じることはできませんが、この傾向は今後も続くものと思われまます。相続放棄を代理できる弁護士、裁判所提出書類作成業務（司法書士法3条1項4号）として相続放棄を支援する司法書士にとって、その社会的役割はますます重要性を増しています。税理士は税務の視点から、行政書士は遺産承継業務の一環として、相続放棄に関する助言を求められる場面が増えているのではないのでしょうか。

相続放棄の申述手続自体は、それほど難しいものではありません。しかし、相談者の依頼の趣旨は、単に「相続放棄を成立させる」という一点に留まらないはずです。相続放棄が他の相続人に与える影響、申述前後に生じ得る相続財産の管理責任、将来の見通しや債権者への対応など、法的知識を持たない一般市民は「相続放棄に関わる一切を専門家に支援してほしい」と考えるのが普通です。司法書士の実務の在り方としても、相続放棄の申述手続を終えただけで事案を終結するのではなく、事案ごとに、相続放棄が与える影響や必要事項を的確に伝え、支援することが望ましいと考えています。

そう考えて支援に当たると、相続放棄の分野においては、明確な答

え（定着した判例法理や学説）のない局面が多数あることに気がきます。これは、相続放棄に関係する民法上の条文数が少なく、また、文言上の抽象度が高いことから、判例法理や学説による補充が必須である構造となっている一方で、相続放棄の効力は絶対的で債権者や次順位の相続人に与える影響があまりにも大きいことから、帰結の異なる裁判例や、対立する学説が多数存在することがひとつの要因となっていると考えます。

本書は、実務家が実務の指針として利用することを想定し、できる限り条文から出発し、定着した判例法理や学説を前提とした解説を心がけた上で、帰結の異なる裁判例や対立する学説がある局面においては、実務上、知っておいた方が有益であろう場面に絞って紹介することを試みました。本書が、相続放棄をめぐる理論と実務の架け橋となり、相談者の依頼の趣旨に沿った法的サービスを行う上での一助となれば幸いです。

執筆に当たり、新日本法規出版株式会社出版渉外局の長谷川舜一氏より多大なる助言をいただきました。ここに深く感謝申し上げます。

また、日本司法書士会連合会名誉会長・今川嘉典先生には推薦文をお引き受けいただきました。金沢にて打合せをさせていただいた折には、社会的使命を果たさんとする司法書士の在り方をご教授いただき、本書執筆の活力となりました。税務に関する記述については、井上・渡邊・両国税理士法人代表の渡邊宏先生に監修を賜り、法務と税務の双方の観点から光を当てることが叶いました。

ご助言や励まし、お力添えをいただきました皆様に、心より感謝申し上げます。

令和8年4月

業務歴50年を迎える父の背中を追いかけて
司法書士 坂本龍治

著 者 紹 介

坂本 龍 治（さかもと りゅうじ）

<略 歴>

平成21年 司法書士試験合格

平成22年 簡裁訴訟代理等能力認定審査合格

平成24年～東京司法書士会民法改正対策委員会委員

現 在 司法書士法人坂本事務所 代表司法書士

伊藤塾司法書士試験科講師

伊藤塾桐桜会会長

日本大学司法書士桜門会副会長

<主要著作>

「新時代の司法書士実務～相続・遺言・不動産売買の登記実務～」

（単著）（東京司法書士協同組合、2024）

「認定司法書士への道 [実践編] <第2版>」（共著）（弘文堂、2024）

「認定司法書士への道 [理論編] <第2版>」（共著）（弘文堂、2023）

「認定司法書士への道 [入門編] <第2版>」（共著）（弘文堂、2023）

「Q & Aでマスターする民法・不動産登記法改正と司法書士実務～重要条文ポイント解説152問～」（共著）（日本加除出版、2021）

「Q & Aでマスターする相続法改正と司法書士実務～重要条文ポイント解説162問～」（共著）（日本加除出版、2018）

「Q & Aでマスターする民法改正と登記実務～債権関係の重要条文ポイント解説77問～」（共著）（日本加除出版、2016）

「要件事実ドリル」（単著）（弘文堂、2014）

師匠である伊藤塾蛭町浩講師と、業歴50年に迫る父（司法書士）の背中を追い、講師業と司法書士実務にすべてを注いでいる。

(親族関係を考慮して行う相続放棄)

[8] 不仲な親戚関係から身を引くために相続放棄をする場合のメリットは

ケース

先日、養母Aが死亡して相続が発生しました。相続人は、Aの配偶者Bと、Bの長男である私(C)のほか、Aの長女であるDがいます。AとBは連れ子同士の再婚をしており、AC間、BD間で養子縁組をしております。BとDの折り合いが悪く、遺産の分け方についても揉めています。私としては、遺産を受け取るよりも、揉め事に巻き込まれたくない気持ちが上回っています。

ポイント

相続放棄を選択すれば、遺産の分け方や、遺産の範囲について揉めている場合でも、遺産分割調停や遺産分割審判、遺産確認訴訟に巻き込まれずに済む。

解説

1 総論

遺産の分け方や、遺産の範囲について揉めている場合、遺産分割調停や遺産分割審判、遺産確認訴訟に巻き込まれる可能性があります。

これらの家事手続や訴訟に巻き込まれれば、たとえ相続財産を受け取る気持ちがない相続人であっても、手続上の負担や精神的負担を免れません。このような負担を回避する手段として、相続放棄を選択することが考えられます。

本ケースのように、親族間での不仲や対立がある場合だけでなく、相続人の1人に行方不明者がいて遺産分割がスムーズに進まないような場合にも、相続放棄によって煩雑な手続から身を引くことが考えられます。

2 遺産分割調停

遺産の分け方について相続人の間で意見が対立している場合、相続人は家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てることができます(民907②)。

調停は、相続人が主体的に話し合い、調停委員会が合意形成を促す手続です。原則として、裁判官と民間から選ばれた調停委員(2名以上)で調停委員会を構成し、公平中立的な立場から合意形成を促し調停が進められます。

期日は平日の昼間に指定されるのが通常であり、出頭すれば2時間程度を裁判所で過ごさなければなりません。

3 遺産分割審判

遺産の分割方法について調停で合意に至らなかった場合、原則として遺産分割審判に移行し、家庭裁判所が遺産の分け方を最終的に決定します(民907②)。

審判では、遺産の種類や性質、相続人の事情等を考慮しながら、どの遺産を誰がどのように取得するかについて判断が行われます。

4 遺産確認訴訟

被相続人の死亡後、他の相続人が被相続人名義の預貯金を無断で引き出したり、不動産や動産などの財産を処分してしまった場合、処分

された財産は、家庭裁判所の遺産分割調停や審判の対象とはならないのが原則です。

しかし、相続人の一方が「その財産も本来は遺産である」と主張する場合、遺産の範囲そのものが争いになります。このようなときは、民事訴訟の手続によって、処分された財産が遺産に該当するかどうかを判断してもらう必要があり、「遺産確認の訴え」を提起することとなります。

遺産確認訴訟は、遺産分割の前提として、対象となる財産が「遺産か否か」を確定する訴訟です。このような民事訴訟に巻き込まれると、相続に関する争いが長期化しやすく、費用や精神的負担も相応に重くなります。

(相続放棄をしても受け取れる財産等)

[20] 相続放棄した場合、被相続人の形見の受取り、墓・仏壇の管理はできるか

ケース

父(A)が死亡しましたが、負債が多かったため、子供たち全員で相続放棄を選択しました。相続を放棄したとはいえ、親の形見は子供たちで分け合いたいと考えています。また、父からは生前、お墓や仏壇を長男である私(B)が守ると言われており、父の意向に従って、これらを管理していくつもりです。何か問題はありますか。

ポイント

- ① 形見分けは、対象物に経済的価値が認められる場合、処分行為に該当するおそれがあるため慎重な対応が求められる。
- ② 祭祀財産は相続財産に属しないため、祭祀を主宰すべき者が相続放棄をしたとしても、祭祀財産の承継に影響しない。

解説

1 形見の受領と相続放棄

残された遺族が、故人を偲ぶ品を形見として手元に残したいと考えるのは、自然なことといえます。

もっとも、相続放棄を選択する相続人が形見を受領する行為は、相続財産の処分とみなされ、法定単純承認(民921一本文)に該当するおそれがあるため、注意が必要です。

この点、参考になる判例として、①既に交換価値を失う程度に着古したボロの上着とズボン各1着を元使用人に与えた行為について、処

分行為に該当しないとしたもの（東京高決昭37・7・19東高時報13・7・117）、②相続財産に不動産、商品、衣類等が相当多額にあった中で、僅かに形見の趣旨で背広上下、冬オーバー、スプリングコート、位牌、時計、椅子2脚（1脚は足が折れているもの）を受領した行為が処分行為に該当しないとしたものがあります（山口地徳山支判昭40・5・13家月18・6・167）。

①は、相続人以外の元使用人に対する贈与の事案ですが、判例は「古着は使用に堪えないものではないにしても、もはや交換価値はないものというべきであり、その経済的価値は皆無といえないにしても、いわゆる一般的経済価値あるものの処分とはいえない」ことを理由に処分行為には該当しないと認定しており、仮に、相続人が同様の品を形見として受領した場合においても、処分行為には該当しないと考えられます。

一方で、ある程度の交換価値を有する和服15枚、洋服8着、ハンドバッグ4点、指輪2個を共同相続人の1人に引き渡した行為が、相続財産の処分に当たるとされた事例もあります（松山簡判昭52・4・25判時878・95）。

どのような形見であれば受領しても処分行為に該当しないといえるかについては、明確な基準が存在するわけではなく、実務上は個別の事案に応じた慎重な対応が求められますが、前記判例からは、⑦経済的価値に加えて、交換価値が認められるか、④遺品が遺産全体から見て僅少かどうか、⑤形見の趣旨で受領したものか、が判断要素になるといえます。

遺族以外にとっては無価値な写真、アルバム、手紙、日記、手帳を少量、形見として受領することは許容されてよいように思います。

長年、被相続人が愛用していた衣類や帽子、バッグなどについては、交換価値が認められない場合に限り受領し得ると考えられますが、量的にも僅少な範囲にとどめるのが無難です。

[34] 相続人である認識が欠けている場合の熟慮期間は

ケース

Aが半年前に死亡し相続が発生しました。Aは未婚で子供はなく、両親及び祖父母はAよりも先に死亡しています。Aには弟B及びCがいましたが、CはAよりも先に死亡しています。私(D)はCの唯一の子供です。先日、Aの債権者と名乗る者からローン返済の催告書が届きました。私は、Aの実の弟Bがいる限り、私がAの相続人になることはないと思っていましたが、違うのでしょうか。もし相続人になるのだとしたら、相続放棄を希望します。

ポイント

「自己のために相続の開始があったことを知った時」(民915①本文)とは、①相続開始原因事実を知り、かつ、②それによって自己が相続人となったことを覚知した時をいうが、法律を誤解し自己が相続人となったことを覚知していない状況においては、熟慮期間が進行しない場合がある。

解説

1 熟慮期間の起算点の考え方

相続の効力は相続の開始と同時に法律上当然に発生するものとされており(民896)、当然承継主義がとられています。そのため、相続人の認識にかかわらず、相続の効力は当然に生じます。

一方で、現行民法では相続人に、相続を承認又は放棄するかの選択権を与えており、適切な選択の機会を保障するため熟慮期間が置かれています。

この点、熟慮期間の起算点である「自己のために相続の開始があったことを知った時」(民915①本文)を、単に相続開始原因事実を知った時と解してしまうと、自己が相続人となったことを認識しないまま熟慮期間が経過することになってしまい、相続人に適切な選択の機会を保障するという熟慮期間の本来の趣旨に反してしまいます。

そのため、判例は「自己のために相続の開始があったことを知った時」(民915①本文)とは、①相続開始原因事実を知り、かつ、②それによって自己が相続人となったことを覚知した時と解しています(最判昭59・4・27民集38・6・698)。

しかし、相続人が自己が相続人ではないと軽信した場合にも熟慮期間が進行しないものとしてしまうと、相続関係の早期確定を図り相続債権者を保護するという熟慮期間の趣旨に反してしまいます。

そのため、問題となる事情があった場合に、一般人が自己を相続人であると認識するか否かをその判断基準とするのが相当と解されず。

2 裁判例

参考となる裁判例に、被相続人の死亡に伴い相続人となった被相続人の弟妹が、法律を誤解し、被相続人の配偶者の連れ子が自分よりも優先する相続人だと信じていた事案があります。この弟妹は、被相続人の死亡を知った時点から3か月が過ぎた後に相続放棄の申述を行いました。当該申述は期間経過後の放棄として却下されてしまいます。その抗告審において、裁判所は、このような場合には、その誤解に気付いた時点から民法915条1項で定められた熟慮期間を起算すべきだと判断しました(仙台高決昭59・11・9家月37・6・56)。

一方で、父母の離婚に際して父が自己の親権者となったことから、母である被相続人との親子関係はなくなったと思い込んだことによ

り、熟慮期間の申述をしなかった事案において、熟慮期間の起算日の繰下げが認められる場合には当たらないとした裁判例があります（東京高決平12・10・23（平12（ラ）2131））。

また、事実上の離婚状態にあった妻が、未成年の子供を引き取り養育していた状況で夫が死亡し、相続が発生した事案において、事実上の離婚により妻子と被相続人は無関係になり子供に責任が及ぶとは考えていなかったとする主張がなされたのに対して、裁判所は、夫の債務を妻と子供が共同して相続することは、妻であり母である立場の者であれば誰でも知っている一般的な法律常識であるとして、熟慮期間の起算日の繰下げを認めませんでした（福岡高判昭62・5・14判時1250・49）。

3 本ケースにおける対応

本ケースでは、第3順位の相続人である兄弟姉妹の相続、及び兄弟姉妹における代襲相続が問題となっています。しかしDには、被代襲者Cの代襲相続人であるという認識が欠けていました。

その理由は、被相続人に直接の兄弟であるBがいる以上、相続権はBのみにあるとDが誤信していたためです。

第3順位の相続人に相続権が発生する場合に代襲相続が生じ得るという点は、必ずしも一般的な法律知識とはいえ、Dの誤解も無理からぬものと考えられます。

最終的な判断は裁判所に委ねられることとなりますが、本ケースでは、Dが誤認に至った経緯を詳述した「上申書」を添付し、相続放棄の申述を行う対応が考えられます。

参考書式 上申書（事情説明書）

上 申 書（事情説明書）

住所

氏名

私は、下記のとおり事情により、被相続人Aに関する相続を放棄し
たく、上申いたします。

記

- 1 私は、被相続人Aの甥に当たります。
- 2 被相続人Aは令和〇年〇月〇日に死亡しました。私は、被相続人の
実弟であるBが存命であるため、相続人はBのみであると信じており
ました。なお、被相続人の他の兄弟姉妹は、被相続人よりも先に亡く
なっております。
- 3 私の父であるC（Aの弟）は、平成〇年〇月〇日に既に死亡してお
ります。
- 4 令和〇年〇月〇日、被相続人Aの債権者と名乗る者から、別紙のと
おりローンの返済を求める催告書が届きました。
- 5 私はこの催告書を受け取るまで、相続人はBのみであると信じてい
たため、自分が相続人となるとは全く認識しておらず、相続財産の内
容についても一切把握しておりませんでした。
- 6 以上の事情から、相続放棄を希望するものです。

以上

別紙〔省略〕

(制限行為能力者の相続放棄)

[52] 相続人が制限行為能力者である場合の留意点は

ケース

父Aが亡くなり、相続が発生しました。相続人は、母B（成年被後見人）、私（C）、そして父Aと養子縁組をした私の子D（未成年者）の3人です。私はBの成年被後見人であり、Dの単独親権者でもあります。なお、Bの後見に関して後見監督人は選任されていません。B、C、D全員につき相続を放棄したいと考えています。この場合の留意点を教えてください。

ポイント

- ① 制限行為能力者の相続放棄を（自身も相続人である）法定代理人が行う場合、法定代理人が自らの相続を制限行為能力者の相続放棄以前（同時を含む。）に放棄していない限り、利益相反行為となる。
- ② 利益相反が問題となる場合、後見監督人がいる場合を除き、当該制限行為能力者のために特別代理人を選任する必要がある。

解説

1 相続人が未成年者である場合

(1) 相続放棄の申述を行う者

相続人が未成年者であるときは、その法定代理人が未成年者のために相続放棄の申述を行うことができるほか（民824・859）、未成年者自身

が法定代理人たる親権者又は後見人の同意を得て相続放棄の申述を行うことができます(民5)。

ただし、後述のとおり、法定代理人が未成年者のために相続放棄の申述を行うことが利益相反となる場合には、後見監督人がある場合においては後見監督人が相続放棄の申述を行います(民851四・860ただし書)。後見監督人がない場合においては特別代理人を選任し、特別代理人が相続放棄の申述を行います(民826・860本文)。

なお、相続人が未成年者や成年被後見人である場合の熟慮期間は、法定代理人が相続の開始があったことを知った時から進行します。

(2) 後見監督人の同意

未成年後見において後見監督人があるときは、後見人が未成年者のために相続放棄の申述を行う前提として後見監督人の同意を得る必要があります(後掲^{参考書式} 同意書(後見監督人の同意1)参照)。

また、未成年者自身が後見人の同意を得て相続放棄の申述を行う場合においても、その前提として後見監督人の同意を得る必要があります(民864・13①六)(後掲^{参考書式} 同意書(後見監督人の同意2)参照)。

(3) 利益相反の問題

未成年者の相続放棄を親権者が代理してする場合、親権者が自らの相続を未成年者の相続放棄以前(同時を含みます)に放棄していない限り、利益相反行為となります(最判昭53・2・24民集32・1・98参照。同判例は成年後見人と成年被後見人についてのもですが、この判決が示す趣旨は、親権者の場合にもそのまま妥当するものと解されています)。

明治時代の判例(大判明44・7・10民録17・468)では、親権者が未成年の子に代わって相続の承認又は放棄をすることは、相手方のない単独行為であるから利益相反行為でないとされていました。

参考書式 同意書（後見監督人の同意1）

同 意 書

令和○年○月○日

○○家庭裁判所 御中

私は、後見人○○○○が、未成年被後見人○○○○について生じた下記相続を放棄することについて、その必要性、妥当性を慎重に検討した結果、同意いたします。

記

被 相 続 人 ○○○○
死 亡 年 月 日 令和○年○月○日
被相続人の本籍 ○○○○
被相続人の住所 ○○○○

以上

（後見監督人）住所
氏名 _____

④

参考書式 同意書（後見監督人の同意2）

同意書

令和〇年〇月〇日

〇〇家庭裁判所 御中

私は、未成年被後見人〇〇〇〇について生じた下記相続を、未成年者自身が放棄することに後見人〇〇〇〇が同意することにつき、その必要性、妥当性を慎重に検討した結果、同意いたします。

記

被相続人 〇〇〇〇
死亡年月日 令和〇年〇月〇日
被相続人の本籍 〇〇〇〇
被相続人の住所 〇〇〇〇

以上

(後見監督人) 住所
氏名

印



新日本法規